

政策評価・独立行政法人評価委員会  
独立行政法人評価分科会 議事録

1 日時 平成21年4月17日（金）10時00分から12時10分

2 場所 法曹会館3階 富士の間

3 出席者

(独立行政法人評価分科会所属委員)

樫谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理、黒田玲子（※）、森泉陽子の各委員  
縣公一郎、荒張健（※）、岡本義朗、河村小百合、木村琢麿（※）、黒川行治、鈴木豊、  
田淵雪子、玉井克哉（※）、山本清（※）の各臨時委員

（※）を付した委員については、審議の一部に参画していない。

(総務省)

渡会修官房審議官、新井豊行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、菅原希評価監視官、  
細川則明調査官、平野誠調査官、高橋慎弥調査官

4 議題

- 国立大学法人等の事務・事業の見直しについて
  - ・見直し当初案に関する文部科学省ヒアリング
  - ・勧告の方向性（案）に関する検討状況

5 資料

文部科学省説明資料

- 資料1 [国立大学法人等の組織・業務全般の見直しについて（制度の概要・検討状況・スケジュール）](#)
- 資料2-1 [国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて（案）](#)
- 資料2-2 [大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて（案）](#)

## 6 会議経過

【樫谷分科会長代理】 ただ今から政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を開会いたします。

審議に入ります前に、事務局に異動がございましたので御紹介をお願いしたいと思います。

【白岩評価監視官】 年度の変わり目ということで恒例の人事異動が役所で行われて、上下いろいろ替わっておりますが、取りあえずこのメインテーブルにいつも着かせていただいております調査官クラスの異動を御紹介させていただきたいと思います。

まず、独立行政法人第一担当で調査官をしておりました岩田調査官は、総務省の中国四国管区行政評価局第二部長に転出いたしました。その後任にこれまで独立行政法人第二担当の調査官をしておりました細川が就任いたしました。

【細川調査官】 細川でございます。独立行政法人の第1ワーキング、第2ワーキングの担当になりました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

【白岩評価監視官】 引き続きまして細川の後任でございますが、調査官を二人にいたしました。後任者をそれぞれ御紹介いたしますと、まず、高橋調査官。

【高橋調査官】 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。第3ワーキング・グループを担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【白岩評価監視官】 平野調査官でございます。

【平野調査官】 平野です。第4ワーキング、第5ワーキングを担当することになっております。よろしくお願いいたします。

【白岩評価監視官】 補佐以下の自己紹介については、各ワーキングでやらせていただきたいと存じます。

以上でございます。

【樫谷分科会長代理】 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。本日は今年度の見直し対象となっております、国立大学法人及び大学共同利用機関法人につきまして、文部科学省より見直し当初案に関するヒアリングを行います。その後、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）についての御審議をお願いいたします。

それでは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の見直し当初案についてヒアリングを行います。本日は文部科学省より、国立大学法人を担当されております永山国立大学法

人支援課長と、大学共同利用機関法人を担当されております勝野学術機関課長にお越しいただきました。最初に、見直し当初案につきまして文部科学省から御説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、全体の時間の関係もございますので、国立大学法人、大学共同利用機関法人、合わせて20分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【永山国立大学法人支援課長】 おはようございます。文部科学省の永山でございます。

私から全般のお話と国立大学法人についての御説明、後ほど、大学共同利用機関法人につきまして学術機関課長から御説明申し上げます。

資料は、お手元、右肩に資料1と書いてございます横長と、資料2-1、2-2でございます。まず、資料1を御覧いただければと思います。これは、確認の意味を含めて、制度がどうなっているかという資料でございます。御案内のとおり国立大学法人につきましても基本的には独立行政法人と同様の仕組みがございます。中期目標期間終了時に主務大臣、文科大臣は組織・業務全般にわたる検討を行って所要の措置を講ずるとなっておりますが、その際に、法律を御覧いただきますと、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第35条2項で国立大学法人評価委員会の意見を聴く、あるいは当政独委の勧告という規定もございます。

なお、これも御参考ですけれども、その下に附帯決議とございます。御案内のとおり、平成15年に国立大学法人法が成立いたしました際には、大変激しい議論が国会でございまして、衆議院で10項目、参議院で23項目の附帯決議がなされてございますが、そのうちこの見直しに絡むものにつきまして抜粋をしております。主に、大学の自主性・自律性を尊重する視点から十分配慮する趣旨でございます。

次の2ページは、これまでの検討状況でございます。この制度上は文科大臣が評価と関係なしに直接こういった所要の措置を講ずるとなっておりますけれども、いずれにせよ、評価委員会の意見も聴くというプロセスもございます。そういったことも勘案しまして、昨年の10月の国立大学法人評価委員会の総会におきまして、この見直しについて、評価委員会でも議論してはどうかということで、その後ワーキング・グループを評価委員会の中にお作りいただき、3回の議論を経て、この1月末に見直しの視点という文書を取りまとめいただきました。今日は資料にはつけてございませんけれども、1月末に視点を取りまとめいただいて、2月の初めに私どもから各法人には通知をいたしてございます。

その視点の内容ですけれども、その下にございまして、大きくは三つ、基本的な方

向性、組織の見直しに関する視点、業務全般について、この三つに分けて様々な御指摘をいただいております。

下の二つの○ですが、現在、各法人においては、組織・業務全般の見直し内容を検討中ということで、これは私どももそうですが、各法人においても目標・計画の検討を昨年来行っておりまして、そういった中で、おそらくこの見直しの視点も検討の項目に入れていただいております。私どもでも、文科大臣の所要の措置を示すに当たって検討している。それについて、今日、御説明をこれから申し上げますが、そういった状況でございます。

その後のことにつきまして、3ページにスケジュール表がございますので、こちらのほうが一覧できるかと思えます。左側にそれぞれの検討の主体が四つ書いてございます。先ほど、1月末に見直しの視点を取りまとめていただいたと申し上げましたが、これは評価委員会のところで「見直しの視点」というのが1月にございます。私どもそれを受けて、ここには入っておりませんが、2月に各法人に通知いたしてございます。現在4月ですが、見直しの原案を作成して、今日、資料にお付けしております。それから、当委員会で原案の御審議をいただくと伺っておりますが、その後、国立大学法人評価委員会で5月に見直し原案について御審議をいただいて、5月末ないし6月を目途に各法人に内容を提示する。各法人はそれも受けて、目標・計画を御検討いただいて、6月末に素案を提出いただく。7月以降、評価委員会でその素案を審議して、年明けに改めて法人から原案を出していただく。その後は目標を、改めて文科大臣から提示をして、中期計画の認可という流れで現在考えているところでございます。

続きまして、資料2-1、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて（案）」でございます。これが先ほど申し上げた1月末の法人評価委員会で御議論いただいた視点を踏まえて、現時点で私どもが整理をしているものでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページ以降ですが、大きくは四つの部分に分かれてございます。1番目が「国立大学法人の現状」ということで、まず1で国立大学の使命。最初のパラグラフで、国立大学は従来、人材養成の中核を担ってきた、あるいは、均衡のとれた配置により地域の教育、文化、産業の基盤を支えて、学生の進学機会の提供など、重要な役割を果たしてきていた。こういった御指摘をいただいております。

それから最後のところですが、今後、法人化によっても、このような国立大学の使命は変わるものではなくて、メリットを生かした機能の充実が期待されているといたしてございます。

2は、法人化後の取組について、若干の記載がございます。

めくっていただきまして3ページです。ここからが組織及び業務全般の見直しについてでございます。最初に第2ということで、1、見直しの考え方とございます。今回の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性への配慮、これは法人法の3条にも書いてございますが、そういったものですとか、大学の自主的・自律的な運営の確保の必要がある等の観点に十分留意する必要があるとしてございます。

それから、2の基本的な方向性ですけれども、二つ目のパラグラフで個々の国立大学法人を見ると、規模、特性、状況等が千差万別であって、国民が各法人に期待する役割等も同じではないことから、第2期の目標期間は、大学の機能別分化を進めるために各法人の目指す方向性が明らかになるよう、各法人の特性を踏まえた一層の個性化が明確となる目標・計画とすることが必要であるとしております。

1枚めくっていただきまして、具体的な指摘内容ですが、まず組織につきまして幾つか指摘をいたしてございます。最初に大学院の博士課程の組織の見直しですけれども、大学院の博士課程、ドクターコースについては、法人のミッションに照らした役割とか、機能別分化の促進といった観点、定員の充足状況、あるいはここに書いてございませんけれども、就職状況も勘案して、教育の質の確保が重要といった観点から、入学定員や組織の見直しが必要ではないかと指摘をいたしております。

法科大学院につきましても同様に、入学定員や組織の見直しが必要ではないかという指摘をいたしております。そのほか、教員養成系学部、その他の学部・研究科についても、諸般の状況を踏まえて、必要に応じ、入学定員や組織を見直すよう努めるとしてございます。

それから、附置研究所についても同様に研究体制等を見直すよう努めると指摘をいたしております。

めくっていただきまして、2が業務全般につきましてですが、(1)が大学の教育研究の質の向上という視点から8項目です。時間の関係もございますので、一つ一つの説明は割愛させていただきますけれども、様々指摘をされておりますことを中心に8項目を指摘しております。

6ページは、業務運営の改善、効率化、財務内容の改善、その他ということで、法人のガバナンスの充実をはじめとして5項目、中身についての説明は省略いたしますが、指摘

をいたしております。

7ページ、最後ですけれども、各大学法人向けではなくて制度改正ということで、むしろ私どもも含めてということですが、まず、運営費交付金の配分ルールについて見直すべきではないか、若干具体的に記載してございます。それから、最後に見直し内容の目標・計画への反映をきちんと国としても確保すべきであるという指摘をしてございます。

以上の内容のものをこれから当委員会、あるいは国立大学法人評価委員会での御議論を踏まえて、最終的に法人に示したいと考えているところでございます。私からはとりあえず以上でございます。

**【勝野学術機関課長】**　　続きます、資料2-2を御説明申し上げます。学術機関課長の勝野でございます。

「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて(案)」でございます。大学共同利用機関法人は、2ページの冒頭にもございますように、いわば全国の大学の研究者の共同利用の研究所という位置付けでございます。個別の大学では整備が困難な大型の研究装置とか、あるいは大規模な学術資料データを一元的に集中整備して、それを全国の大学の研究者に供し、また、共同研究を展開するという、昭和46年に高エネルギー物理学研究所が最初の大学共同利用機関としてできまして、既に40年近い活動を続けてきております。この中で昨年のノーベル賞受賞にもございました小林・益川理論という形で、世界をリードするような研究成果を挙げておまして、我が国の学術の発展に大きな役割を果たしてきたと考えております。

大学共同利用機関につきましては平成16年の法人化の際に、それまでの16の大学共同利用機関を4つの大学共同利用機関法人として再編して法人化したという経緯がございます。法人化とともに再編したということで、当時非常に大きな改革が行われたわけですけれども、こういった法人化、機構化のメリットを生かして、現在取組が進んでいるところでございます。

2ページにこれまでの取組等をまとめております。業務運営面、研究面においても成果が出てきていると考えております。

3ページに見直しの基本的な方向性をまとめておりますが、1の見直しの考え方は、基本的に国立大学法人と同様でございます。

2の基本的な方向性でございますが、設立の経緯を踏まえて4機構化したということもございまして、第1期において一定の成果を上げてきているわけでございますけれども、

法人としての一体的な運営を引き続き推進することが必要であるとの指摘をしております。具体的にはその下の段落ですが、各大学共同利用機関間の連携をとりながらも法人としての一体的な運営を行う体制を強化すること。そのために法人運営に関する機構の法人の長であります機構長のビジョンを明確にし、そのビジョンのもとに一元的な運営を行っていく体制の強化を強く求めているところでございます。

4 ページ以下では、具体的な組織及び業務の見直しについてまとめられております。まず、1 番目の組織の見直しですが、大学共同利用機関の中核的な使命でございます、新しい学問領域を創成することですとか、全国の研究者のための共同利用、共同研究といった機能の向上を図る観点から、法人化のメリットをいかして法人の組織の在り方についての検討を求めています。

また、機構を構成しております各大学共同利用機関につきましても、共同利用・共同研究機能という中核的なミッションの向上を図る観点からの組織等の見直しを、検討を求めているところでございます。

2 番の教育研究、運営等の業務全般の見直しでございますが、特に、研究機関であるという性格を踏まえて、研究環境の向上、研究者の流動性を一層高めること、創造的な研究機関を整備すること、こういった面での様々な指摘を求めているところでございます。

5 ページの冒頭に全国の大学研究者の共同の研究所であるという共同利用機関の性格を踏まえまして、特に、国公私立大学、あるいは内外の研究機関との連携の一層の推進とか、④大学における研究を一層支援していく機能の強化・充実も求めているところでございます。

そのほか、(2) の業務運営の改善、財務内容の改善、6 ページの4 番、「制度改正等の措置」につきましては、基本的に、国立大学法人と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**【樫谷分科会長代理】** ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の見直しの当初案につきまして、御質問などございましたらどなたからでも御発言いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

縣委員、どうぞ。

**【縣臨時委員】** 三つ伺います。

国立大学法人のほうだけ伺います。まず、国立大学の使命において研究をどのように位置付けて考えていくのかということが非常に気になりまして、全体のトーンとしては何となく国立大学法人は教育機能に重点が置かれている印象を受けています。この点はどうかとらえておられるか。そして、研究機能を国立大学法人相互の中でもどのように重点化するのか、均等化するのか、その点についてどうお考えかということが第一点です。

あと二つは細かくなりますが、博士課程の見直しはどのような方向で見直されるのか、つまり、かつての方針でポストドクを増やしていくことを立てていたわけですが、今それがいろいろな問題を投げかけていると思います。日本において博士学位を持っている人をどのように位置付けて、どういう役割を期待するから今後の博士課程をどのように組織するのかという方針をどう考えておるのが第二点です。

第三点は法科大学院ですが、これは数年前に、司法試験との関連で作っていったわけですが、当初の予想された合格率が様々な要因で大幅に小さくなっている。そうすると、日本における法曹人の社会的位置付けをどう考えた上で、法科大学院をどう見直すおつもりなのか、それをどう考えたらいいのか、以上三点をお教えいただきたいと思います。

**【永山国立大学法人支援課長】** まず最初の、教育に比重がかかり過ぎといいますか、研究のほうの方が軽いのではないかという御指摘でしたが、私ども、これを作成しましたときには、特段そういった意識は全くなくて、中の記述も教育、研究と並べて書いているところが多いかと思います。

ただ、資料2-1の4ページの組織の見直しを御覧いただきますと、ドクターコースとか法科大学院などの教育組織が中心になっています。(5)では研究所も出てきておりますが、5ページの業務全般の見直しでは、教育・研究と並べて書いてございますし、④でも教育研究資源ということで、決して研究軽視ということではないと思います。

ただ、一般によく言われてございます、国立大学法人に限らないかもしれませんが、研究偏重の弊害といいますか、むしろ、教育の質の向上が現在、大きなテーマになっていますので、教育についてきちんと質を担保してほしいということは、これに限らず、私どもとしてはお願いしていきたいと思っております。

御指摘のありました研究の均等化という意味は、御趣旨としては……。

**【縣臨時委員】** 国立大学法人全体に、例えば同じように教育と研究の比重を置く考え方でいくのか、あるいは、国立大学法人の間で、どちらかという教育に重点があるとか、研究に重点があるとかという考え方はあり得るのかということです。



【永山国立大学法人支援課長】 これにつきましては、先ほども説明で少し触れましたけれども、3ページの2の基本的な方向性の中で、機能別分化という言葉を使っています。この言葉自体は、平成17年の「我が国の高等教育の将来像」という中教審の答申がございまして、答申の中で大学全体に求められる機能を七つぐらいの例示をした上で、それは個々の大学すべてに求められるものではないだろう、自主的な判断が前提になりますが、おそらく大学はそういった機能の中でどこを強くしていくのかを自ら選んで、国公私を含めてですが、緩やかに機能別に分化していくのだろうという御指摘がありまして、私どもの施策もそれに沿ったものになってございます。

ですから、この中でも機能別分化という言葉を使っていますし、その他の様々な文科省の施策の取組の中でもこういったものを進めていって、国立86、国公私含めて七百数十ありますが、すべて同じような機能を持つという方向性で進むということではございません。結果的に、国立大学の中だけとりましても、研究重視と言うと、若干語弊がありますけれども、そういった大学とか、地域貢献、中堅人材の養成、こういった大学ができてくるのだろう。そういった趣旨を、今回、第2期中期目標・計画においてはもっと鮮明にしてほしいというお願いをしているところでございます。

二点目の御質問でドクターのお話がございました。この見直しの視点は、個々の大学に対するものではなくて全般に対して出すということですので、あまり踏み込んだ、具体的な指摘はしてございません。さらりと4ページの1の(1)に法人のミッションに照らした云々とございますが、これは、先ほどの機能別分化とのかかわり合いもございます。私どもが想定しておりますのは、86のすべての国立大学がドクターを強化することは現実的ではないだろう。むしろ、特定のグループについてはドクターの機能を重視するところもあっていいし、逆もあっていいだろうということを前提としています。

ただ、御指摘のとおり、平成3年に大学院の量的規模について答申もありまして、倍増すると。これは平成12年に達成がされて、その後横ばいになっているんですが、巷で今問題になっております高学歴だけれども職に就けないドクターの卒業生をどうするかという問題もございます。

現実問題、旧帝国大学を中心として、大学院重点化ということで定員を増やした大学については、未充足、定員を満たしていない大学がありまして、そういったところの定員の見直しは必要だけれども、単に減らすということではなくて、中長期的には我が国の国力、国際競争力も考えれば、ドクターの人材の需要、必要性はあるわけですから、短期的には

定員未充足の問題はありますけれども、中長期的に見れば、大学ごとにドクターを重視する大学とそうではない大学に分化していくことを想定して、これからいろいろとお話をしていきたいと思っております。

最後の法科大学院の話でございますが、これはもう少し事態が切迫をしております、中央教育審議会でも昨年来御議論いただきまして、司法制度改革の中でああいう形でスタートしたけれども、当初7割という司法試験の合格率を目指したわけですが、現在、現実にはそうっていないということから見直しの議論がかなり文科省の枠を超えてございます。中教審の中でも議論があつて、定員の縮減ですとか、あるいは共同でやっていくとかいう方向性が出ておりますので、法科大学院につきましてはそういう方向性でこれからお願いしていくことになろうかと思えます。

**【樫谷分科会長代理】** どうもありがとうございました。

**【縣臨時委員】** ありがとうございます。最初のところだけもう少し伺います。

必ずしも研究に重点を置いてないということであるとすれば、そのことが予算配分とか評価の上での視点に反映させるべきだと思います。特に、評価の視点は教育もそうですけれども、研究が必ずしも短期的に成果が出ないということを現在、国立大学法人に適用されている目標・計画体系とどう整合性をとっていくかが制度的な課題だと思いますので、そこを工夫する必要があると思います。

中教審が七つの視点を出している点についてももちろん存じていますが、ワーキング・グループの中で具体的な事例を見ますと、各大学が自主的に選択するがゆえに多くの大学が類似した目標を立てる傾向があるわけです。ですから、そこで時間がかかることかもしれませんが、仰せのとおり国立大学間にある程度の多様性が出てくる工夫をしていく必要がある。ただ、時間がたてばなるということでもないのではないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

**【樫谷分科会長代理】** どうぞ永山課長、お願いいたします。

**【永山国立大学法人支援課長】** 研究面につきまして、中期目標・計画上は先ほど申し上げたように教育と研究と並んで立っています。教育研究の質の向上といった形ですべての法人が作ってきますが、それに対する資源配分の問題も併せて考えないといけないと思っております。特に、研究につきましては従来から議論のあります競争的資金と基盤的経費との組み合わせといいますか、バランスです。競争的資金については、科研費をはじめとする経費を充実していく方向性がもちろんありますし、まさにトップ拠点の育成と

いう形での充実もあります。

一方で、基盤的な経費もきちんと措置をしないといけないということで、運営費交付金については総額の確保もやっていくわけですが、特に今回、法人評価、4年間の評価が先般出ましたけれども、その結果に基づいて運営費交付金の配分も一部反映させる方向性も最後の部分で記述をしてございますので、きちんと目配りをしていきたいと思っております。

二点目の件につきましては、もう一回ちょっと、私、ちょっと取り違えているかもしれませんので……。

**【縣臨時委員】** ひな形と言いますか、例としてすべての大学の機能を七つ、中教審が出しました。私立大学はそれに従って目標を立てる必要はないわけですが、国立大学は制度的に頼っている。そのときに、自主的に選ぶと、結局は規模とか、地理的条件とかが違っているにもかかわらずすべて近似してくることが、先ほど仰せになった最終的な多様化ということになかなか結び付かないだろうと思います。そうすると、その上でも何か必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

**【永山国立大学法人支援課長】** 目標・計画のレベルで申し上げますと、先ほど附帯決議も御紹介をしましたけれども、実質的に法人の自主性を尊重する仕組みになってございますのでお願いベースになるわけですが、昨年来私どももいろいろな文書の中で各大学のミッションが明らかになるようにとお願いをしております。確かにそのところで国がレッテルを張ってしまったら簡単ではないかという発想はあるんですけども、多分そこは現実的にはなかなか難しいのかと。むしろ、中教審の答申でもありますけれども、政策目標、文科省の立場としては将来像を示して誘導策を講じていく、例えば、資金について、様々な事業の中でそういった経費を創設する。そういった方向で、誘導という用語弊がありますけれども、そういう方向で運営費交付金を含めて、これから様々な施策をそちらの方向に向けてやっていきたいと思っております。

**【樫谷分科会長代理】** よろしいでしょうか。

ほかに何か御質問はございますでしょうか。

黒田委員、どうぞ。

**【黒田（玲）委員】** 今、資料2-1の7ページのところでお話しされたように、評価の結果を運営費交付金に反映することを考えていらっしゃるということだったんですが、それはある意味で非常にいいことなんですけれども、評価がきちんとされているかが非常

に重要になります。最近のを見ていただきますと、例えば、中期目標に満たなかったということで、非常にそれがマイナスになっている。ところが、30%の目標立てていたんだけど、1.何%満たなかったけれども、ほかよりもはるかに努力をして、圧倒的にいい成果を上げているにもかかわらず数字が満たしていないということで、目標を達していないという非常に大きなマイナス点がついているところが旧帝大系の幾つかにあるという話を聞いていて、こういう評価がいいのだろうかという声が非常に出てきています。ですから、これは根源的に中期目標を甘く立てれば満たしたことになるではないか。少し高い目標を掲げたけれども、状況が変わったりしていかないけれども、非常にいい成果を上げているにもかかわらずだめであることに、非常に大きな不満の声も聞こえております。そういうことに対して、単に数値だけで形骸的に行って、運営費交付金に反映するかどうかを考えて、評価が形骸的になっていないかを見た上で運営費交付金にきちんと反映していただく努力をしていただきたいと思っているんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

【樫谷分科会長代理】 永山課長。

【永山国立大学法人支援課長】 法人評価の結果をその次の期の運営費交付金の配分に反映させること自体は、これは法人化の制度設計の中で既に、法人化の前からある意味既定路線だったわけなんです。先般、法人評価結果が発表になりまして、その際に御指摘のような不満、コメント、意見があることは私どもも十分承知をしております。確かに制度設計上法人評価は、一つは、中期目標をどれだけ達成したか。ですから相対評価ではなくて個々の法人ごとの評価になりますから、非常にハードルの高い目標・計画をつくったところについてたまたま満たさない項目があれば低くなる構造にあるのは御指摘のとおりでございます。

さはさりながら、実質的に自ら目標をつくって計画を立ててやったわけだから、それを達成できなかったことについて、評価結果として不十分ということになったところが、そうでないところと比べて全く差がつかないことでも若干支障があると。しかしながら、どの程度の金額をどのような考え方で反映させるかについては、十分慎重にこれから考えていきたいと思っております。

【樫谷分科会長代理】 黒田委員、よろしいですか。ほかに何かございますか。いかがでしょうか。

岡本委員、何かございますか。よろしいですか。

森泉委員、どうぞ。

【森泉委員】 二点ほどお聞きしたいのです。先ほどの縣委員の御質問と関連するかもしれませんが、今回の特徴は、メリハリを付けて競争させるイメージとしてとらえております。機能別分化をさせて切磋琢磨ということが書かれておるわけですが、切磋琢磨というのを競争すると理解しますと、競争するということは何か一つのメジャーがありまして、そこに対して一生懸命切磋琢磨するというイメージがあります。例えば、価格を一生懸命下げるように競争するとか。

しかしながら、今回の機能別分化を促す競争ということなのですが、一つの懸念は、中期目標の間に機能別分化が起こるかかどうかということです。長期的なお話ということで、各法人の自主性に任せて機能別分化をさせるという仕組みが、どのように制度設計として埋め込まれているのかをまずお聞きしたい。それが運営費交付金の配分になるということだとすれば、それは逆転しているというか、同時というか、どちらが先でどちらが後と、なかなか決めにくいと理解しております。

運営費交付金を、切磋琢磨して得られた成果が反映されるように配分するというところで、既に機能別分化をお考えのようですが、同じようなことを目標にして、初めて切磋琢磨し、良い悪いの評価ができるのですが、機能別分化はベクトルの中身が異なりますので、その評価あるいは比較は難しいのではないかとということが私の懸念です。このように内容の異なるものをどのように運営費交付金の配分に反映させてメリハリを付けるかをお聞きしたいです。結果として、運営費交付金が第1期のときとほとんど変わらない状況に陥るという懸念がございます。

もう一つは、見直し案のところの6ページに書かれている経営協議会についてお聞きします。経営協議会は今も存在しているわけですが、どうも中身が分からないとよく言われております。経営協議会の運営がよく機能するように、より具体的なお考えをお聞きしたいと思います。

【樫谷分科会長代理】 永山課長、どうぞ。

【永山国立大学法人支援課長】 一点目の機能別分化のお話でございますけれども、確かに運営費交付金の配分のところで若干機能別分化を促進させる仕組みを導入すると記載をしておりますけれども、御指摘のとおり、現在、機能別分化をしている前提ではもちろんないわけです。現在、各国立大学法人の担っている役割、機能、実績の差は、おそらく実態としてあるのですけれども、それは明示的にそうなっているわけではないのです。

制度上何か差があるということではなくて、あくまですべての大学が、平等な制度のもとに置かれているということなんです。

実はこの機能別分化の話は、17年の中教審の答申を引き合いに出しましたけれども、引き続き現在中教審に諮問がされてございます。これはおそらく国立大学だけでは収束をしなくて、国公立大学全体の中で役割分担、機能別分化は考えていくことだろうと思います。

例えば、方向性として私どもの施策としては、平成14年あたりから国公私共通での競争的な資金、例えば、21世紀COEですとか、様々なGPといった施策を進める形で先ほど触れました誘導策も講じている。私は個人的には、国立大学の中で運営費交付金による機能別分化には限界がありまして、もっと国公私を通じて競争的な資金も含めて進めていく事柄ではないかと思えます。

中教審の中ではさらにそういった誘導策以上に設置基準とか設置認可ですとか、最終的にはファンディングの問題も含めてですけれども、そういった制度も含めて考えていくべきではないかという議論が今始まってございまして、そういった議論の結論は出ておりませんが、それらも踏まえて、これからいろいろ考えていきたいと思っております。

ですから、2期において、確かに明らかに機能別分化をしました、1期と違うやり方でファンディングもしますという形はすぐには難しいと思っておりますが、方向性としては先ほど来申し上げている方向でこれから取り組んでいきたいと思っております。

経営協議会ですけれども、資料2-1の6ページではさらに(2)①「法人のガバナンスの充実」という中で、経営協議会の運用の工夫改善とございますが、これも御案内かと思えますけれども、経営協議会自体は、法人法と同時に導入いたしまして、学外者が半数以上という構成でスタートして、そこでの御議論は法人の運営にも反映をされているという実績も、毎年度の年度評価の結果で各法人から上がってきております。こういった御指摘があつてきちんと改革をした事例はたくさんあるわけですが、一方で形骸化しているという御指摘もあるわけです。

例えば、回数が年に4回ぐらいなんです。4回ぐらいだとなかなか十分な議論ができない、実情がわからないとか、あるいは、どういった議論をしているかがなかなか外に見えにくいという話もございまして。法律上、経営協議会で審議をしないといけない事項が非常に多岐にわたっておりまして、これは義務としてやらないといけないわけですが、そこに時間がとられて自由な議論がなかなかできないという御指摘もあります。ほとんどの法人

は、経営協議会とは別に懇談会の形での自由な議論をしていただいて、それを参考にするやり方もとっていますけれども、具体的にこうしたらというところは、私が申し上げたようなところはヒントになろうかと思えますけれども、今後、各法人とそこは十分に話し合いをしていって、この指摘自体ではそこまで具体的には書いてごさいませんが、実質化といいますか、充実に向けてこれからいろいろと相談していきたい、お願いしていきたいと思っております。

**【樫谷分科会長代理】** はい、森泉委員。

**【森泉委員】** すみません、一言。

運営費交付金との関連なのですが、今回の中期計画の中で機能別分化が必ずしも明確になるかどうか分からないとおっしゃってたわけですが、そうしますと、運営費交付金の算定ルールにも懸念を抱きます。なかなか結果が出るのが難しい場合には、この算定ルールの決め方、あるいは運営費交付金の配分も難しいのではないかと懸念しております。

もう一つ、経営協議会に関しては積極的に何らかの形で公表する必要があると思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

**【樫谷分科会長代理】** どうぞ、永山課長。

**【永山国立大学法人支援課長】** 繰り返しですけれども、算定ルールも、現在機能別分化をしているという前提ではなくて、むしろ機能別分化を誘導、促進させるということで、各大学の判断はもちろんあるわけですが、自分の大学はこういうところを強くしていきたい、おそらく中期目標・計画に何らか出てくるわけですから、それに従ったような援助、交付金による支援を考えていきたいと思っております。なかなか十分に、すぐに成果が出るかどうかはあれですけれども、将来的なものも含めてそういう形のルールができればと思っております。

経営協議会の審議内容の公表ですけれども、実態上、はっきり言ってばらつきがございまして、全く公表していないところから、議事の概要を公表しているところから様々あるわけですが、おそらく一律に全部公表となると、大学の御判断なり、経営協議会の位置付けも若干ばらつきがあつて問題があろうかと思うんですけれども、方向性として内容については公表とするということと思っております。

**【樫谷分科会長代理】** よろしいですか。ほかに何かございますか。

黒川委員、どうぞ。

**【黒川臨時委員】** 慶應大学の黒川です。私、COEのメンバーでしたし、今でも科研

費をもらったり、主査とかもさせてもらったりしていますので、利害があるといけないと思ってこのワーキングに入っていないので、もしかすると筋違いの御質問をするかもしれないのですけれども、許していただきたいと思います。二つございます。

一つは、博士課程の問題ですけれども、特に、理系の博士課程の問題を念頭に置いてお話しさせていただきたい。この文章の中でインプットというか、大学に入ってくるほうの定員充足の問題が取り上げられていますけれども、実は重要なのは、もしかするとアウトプットと言うんでしょうか、卒業した後の博士課程修了者が社会においてどういう貢献するのかという議論、あるいはもうちょっと具体的に言うと、研究者、研究機関に勤めるだけではなくて、むしろ企業のいろいろな製造業の研究所というところにもどんどん就職してほしいと思うんです。

私の事例ですけれども、なかなか企業は博士課程を採らない。修士のほうが企業の文化に早くなじむと言うんでしょうか。博士課程の人を採るとそれなりのポジションも用意しなければいけないし、個性が非常に強くなっていてなかなか各企業の文化になじまないというので、採用の枠自体もそんなに多くなっていないという社会の全体のニーズを考えて、この問題も考える必要がある気はするんです。

さっと文章だけを見るとインプットの話だけで、要するに大きなニーズという問題から説き起こしているのかどうか議論があったとは思いますが、教えてほしいというのが一点です。

2番目は、先ほど出た機能別分化なんですけれども、特に旧帝大、教育大も含めて、地域性がありますよね。我が国、今現在問題になっているのは、中央集権化、あるいは道州制も含めて、もう少しすべての社会におけるサブシステム全体を地域という点から、地域も県じゃなくてももう少し大きく踏まえて考える方向だとは思いますが。そこで大学もそういう、もう少し県よりも大きくしたところだと考えると、それぞれの地域にある大学がその地域の教育、研究の中核を担っていると思うんです。

そこで、そういう全体的、長期的な視点で地域というキーワードで大学の機能別分化をどう議論されているのか、評価の面においても中央の我々だけが見ているのではなくて、地域から見たら自分のところにある大学はこう貢献しているということは結構あると思うんです。ですから、評価に当たっても、地域の人たちのニーズに合っているかどうか、あるいは、地域の意見がどう反映されるのかということが、私は非常に美しい文章かもしれませんが、感じられないので、その辺も議論あったと思いますので、教えていただ



きたい。その二点でございます。

【樫谷分科会長代理】 永山課長。

【永山国立大学法人支援課長】 ワーキングでも様々な議論がありまして、まず一点目のドクターの話についてもいろいろ御意見がありまして、「組織の見直し」の4ページの1の(1)のところで機能別分化とか未充足という話もしましたけれども、プラス卒業後の就職の問題、高学歴ワーキングプアという本も出ておりますけれども、そういったことも十分勘案すべきという議論はありまして、これはもしかしたらはつきり書いたほうがいいのかなという気もします。

これは単に企業が採用しないから悪いと言っているだけではなくて、大学も企業のニーズを十分酌み取って、それに合った、別にその企業の下請けという意味では決してないんですけれども、十分ニーズを聞いた上でカリキュラムを作っていく。ドクターについては、従来研究者養成という様相が強かったんですけれども、近年は高度専門職業人という視点も入ってきておりますので、幾つかそういった事例も出てきています。具体的に、筑波大ですとか九大とかも、企業と共同してカリキュラムを作っていこうという動きも出ていますので、そういった動きと相まって、ドクターの需要を喚起していく、最終的にそういうのも踏まえて入学定員の適正な規模も考えていくという方向かと思えます。

そこらあたりは文章も修正したほうがいいとお伺いして思いました。

地域性の問題も、私の記憶でも確かに議論がございまして、特に、地方国立大学の役割という視点がここ一、二年大きくクローズアップされていまして、一昨年あたりも知事会で運営費交付金の削減反対という決議も出していただいて、その中で地方国立大学がどれだけ、県というよりも、今ブロック単位ですけれども、経済、文化の中核になっているのかという御指摘もありまして、ここの見直しではつきりは書いてないのですけれども、最初の国立大学の使命のところで地域の教育、文化、産業の基盤を支えるという指摘もあって、そういった役割は今後も引き続きますよということも書いています。

大学評価の中でも地域貢献、社会貢献という視点も入ってございますので、目標・計画にもおそらくそういった記述は、我々としては出てくるのじゃないかと期待をしておりますが、大事な視点だと思っております。

【樫谷分科会長代理】 ありがとうございます。

はい、岡本委員、どうぞ。

【岡本臨時委員】 私が今申し上げることは、数年前に解決済みの話かもしれませんが、

いい機会なのであえて申し上げたいと思うんですけども、気になっていますのは、今日は御説明は既にあったと思うんですけども、資料2-1、3ページの「第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性」の1の見直しの考え方の第2パラの3行目、「中期目標の実際上の作成主体である法人」と書いてあるんです。これは学問の自由とか大学の自治とかいろいろあるのは分かっておりますし、いろいろな御議論があったと思うんですけども、こういうものなんですか。

大学の先生方がいろいろいらっしゃる中であえて申し上げるのもはばかれるんですけども、中期目標の実際上の作成者である法人と文科省が言ってしまったら、何のために主務省である文部科学省が、独立行政法人とは違うけれども国立大学法人に対して主務省としての関係があるかという、一歩引かれたような文言が非常に気になる。

結局、一般的にこういうことは申し上げますけれども、個々の法人には言えませんよと言っておられる気がしてしょうがなく、果たして文部科学省がおっしゃっているいろいろ政策が国立大学法人にどうやって下りていくかが気になるんです。国立大学法人法を見ますと、例えば、30条に中期目標の条文がございますけれども、そこは作成主体は法人と書いてないわけです。そこが、私は、独立行政法人と国立大学法人の違いを論議されたときにいつも気になってしょうがないんです。いろいろな政策とか中期計画が終わって評価の結果を反映するときに、先ほど議論がありましたけれども、甘い目標を第2期の目標に立てた法人に対して、文科省はどう対応されるのかが、もう少し大学法人に対してやっていくべきという気は私はしているのです。その辺、どのようにお考えになっていらっしゃるか、もう少し具体的に。

例えば、中期目標で各法人が出してきたのが非常に甘いと文科省も判断され、評価委員会も言ったときに、じゃあどうされるか、具体的にあれば教えていただきたいし、今お考えの方でもいいですけども示していただきたいと思います。

**【永山国立大学法人支援課長】** この中期目標の実際上の作成者という文言は資料1、附帯決議の中にも使われている文言なんです。附帯決議をそのまま使う必要はないという御指摘はそのとおりなんですけれども……。

**【岡本臨時委員】** 国会における附帯決議の議論があるのは分かっているとしても、あえてここを繰り返し繰り返し、こういう表現をなされていくことに対して、もちろんそれは重いと思いますけれども、明らかに法律の文言とは違う意味合いにとれるような主体性が、と思うんです。

【永山国立大学法人支援課長】 私どもの趣旨としましては、法律上どういう仕組みになっているか、これも御案内のとおりなんですけれども、独法と違いまして、目標を定める、大臣が変更をするときには、各法人の意見を聴き、当該意見に配慮するという規定がありまして、そういう趣旨を言い換えたものだと思っております。ここは独法とちょっと違うところかと思っております。

これは、そこまで配慮する必要があるかどうかという御意見は確かにあると思うんですが、先般も国会で非常に厳しい御質問、見直しの視点はどういう法律上の根拠に基づいて出しているのかという厳しい御質問もありました。附帯決議そのものは法律ではありませんけれども、これは全会一致で採択されておりまして、運用を拘束するものだろうと思っておりますが、趣旨としては先ほど申し上げた法律上の仕組みを言い換えたものと理解いたしてございます。

【樫谷分科会長代理】 岡本委員、何かありますか。

【岡本臨時委員】 言いたいことはいっぱいありますけれども。配慮は実際に確かに法律上の文言で通りますが、配慮するということはもう言われたとおりにしますと。

【永山国立大学法人支援課長】 そういうことではないです。

【岡本臨時委員】 ではないですか。

【永山国立大学法人支援課長】 はい。よろしいですか。

【樫谷分科会長代理】 どうぞ。永山課長。

【永山国立大学法人支援課長】 附帯決議の中でも財政上の問題など真にやむを得ないもの以外は変更すべきじゃないという文言もあって、逆に言うと、変更の余地があることは当然前提としているわけですし、私どもも今回見直しを出しまして素案が上がってくるわけですが、目標・計画にどういった形で反映されているかについては、国立大学法人評価委員会の御意見ももちろん伺いますけれども、最終的に書き直せ、これを書けとまで言えるかどうかは、おそらく事柄によるんだと思うんです。

例えば、人件費改革の話が平成18年に出てきたときには、これはお願いしたわけです。そこは、じゃあ、文科省が一方的にやったかどうかというと微妙ですけれども、これはすべて一律にやってもらったということもありますし、一方で、まさに大学法人の根幹であります教育研究の内容といった事柄については、権力的でなく抑制的でないといけないと思います。いずれにせよ、必ずしも出てきたものをそのままということではないと、私どもも考えております。

【樫谷分科会長代理】 岡本委員、よろしいですか。

【岡本臨時委員】 はい。

【樫谷分科会長代理】 ほかにございますか。

私から。今の岡本委員の質問に関係するんですけども、教育、研究の内容に文句を言っ  
てはいけないというのはわかるんですが、機能別分化は教育研究の内容そのものなんで  
すか。それはどう理解したらよろしいんですか。

【永山国立大学法人支援課長】 個々の教員に対し、国家との関係において、こういう  
研究をしろとか、するなとか。これはまさに学問の自由の根幹だと思うんですが、おっし  
ゃった機能別分化の話は、ある程度、これも中身によりけりかもしれませんが、個々の教育  
研究、中に立ち入るといってないもの、組織としてのそういったものもあると思いま  
すから、それは文科省としてある程度主張、考えを出せる部分ではないかと思ってお  
ります。

【樫谷分科会長代理】 そうですね。機能別分化は国の大きな方針でもあるわけですよ  
ね。これは国大だけじゃなくて私大もそうかもしれませんが、それは別に強く言って問題  
があれば指摘をしないといけないんじゃないかと。そうしないと、国大だけじゃなくて私  
大、あるいは企業もそうですけれども、自主性に任せておけばなかなか改革はできな  
いと思うんです。ただ、民間企業の場合は破綻するので、やむを得ずと言ったらおか  
しいですけども、改革をしていくわけですから。

国大の場合は、私大でもそういうこともあるかもしれませんが、お金が流れてくる  
以上、我慢しようと思えばできるわけです。我慢しようと言っておかしいですけども、  
改革しなくても何とか存立ができてしまうという問題があるので、国大は国のお金  
が相当私大よりも流れていることは事実ですから、もう少し強く言うべきではないかと  
私は感じております。

特に、機能別分化をしろということは強いところに重点化しろということでもあるわけ  
です。いい研究を更に進めなさいと。ところが、そうでないところはほかのところに  
任せなさいという意味だと思いますので、必ずしも教育研究に文句を言っていくと  
言うんですか、口を出していくことにはならないという気はするんですけども、それ  
は間違いなんじゃないでしょうか。

【永山国立大学法人支援課長】 その言い方も若干、中身もあろうかと思うのですが、  
この研究はおたくではやめなさいという言い方はおそらくできないと思うんですが、その

組織として、法人として、どういったところに力点を置いていくかを鮮明にさせていただきたいとは言えると思います。

【樫谷分科会長代理】 岡本委員、どうぞ。

【岡本臨時委員】 それに関係するんですが、もう一つ気になる点があって、資料2-1の7ページの一番最後に書いてある、先ほど議論にもなりましたがけれども、見直し内容の中期目標・計画への反映の確保というところの3行目です。「財政上の理由など真にやむを得ない場合」と書いてあるんですけれども、これがおっしゃっている意味は、あくまでも財政は例示なんです。真にやむを得ないという判断は誰がなさるんですか。これは主語がないですけれども、所要の措置を講じるからおそらく文科大臣、あるいは文科省ですよ。

【永山国立大学法人支援課長】 文科大臣です。

【岡本臨時委員】 真にやむを得ないという判断は自らやられるということですか。

【永山国立大学法人支援課長】 そうですね。国立大学法人の意見、あるいは法人評価委員会の意見もちろんありますけれども、最終的に判断するのは文科大臣だと思います。

【岡本臨時委員】 何を言いたいかといいますと、言葉を平たく言ってしまうと、要するに、全体のトーンが何かおっかなびっくりなところがあって、これ、国立大学法人に対してものがなかなか言いづらいと。だけれども、真にやむを得ないと文科大臣が判断したらやりますよと言っているのか、いや、難しいですと、だから、あまり所要の措置なんか講じられませんかと言っておられるのか。本来あるべきは財政上の理由も一つあるでしょう。そうじゃない理由もいろいろあって、文科省としての大学政策とか文教政策に絡む観点からやらないといけないことはやるんだということをおられればいいんだと思うんですけれども、そのあたりはうまく、この言葉になって、どうでもとれるように思えてしょうがないし、そのあたりどうなるんですか。

【永山国立大学法人支援課長】 これはおしかりを受けるかもしれませんが、資料1の附帯決議の③があります。先ほど、実際上の作成主体が法人であるというのも附帯決議の文言ですと申し上げましたが、財政上云々というのも最後の部分でございます。若干、役人的な発想で大変恐縮ではあるんですけれども、目標・計画については様々な御議論があって、附帯決議を遵守ということも様々な機会でもともとでも言われております。実際の運用はこれはケース・バイ・ケースでももちろん考えていけない場合があるわけですが、文言上はここに合わせているというところでございます。

【榎谷分科会長代理】 どうぞ、縣臨時委員。

【縣臨時委員】 今のところに関連すると思いますが、結局、中長期的に日本の私立大学を含めて研究、教育をどうするかという方針について、例えば、明示的によって立つところは中教審の考え方であるとか、政策としては競争的資金の配分であったり、運営費交付金の配分ということですが、そこに一定の方向性が私には見られないわけです。すべてが中立的に設定されているもので、時々判断の集積で方向が決まってくる感じがするわけです。

例えば、今、真にやむを得ないということ判断する根拠として、ある程度の政策方針がどこかの段階で示されていて、それと考えるとやむを得ず変更するとか、つまりこういう文言によって立って、かつ行動できる根拠をどこかに置いておかないといけないと思います。それがおそらく、私には現状あまりよく分からないので、制度的に存在すればいいんですが、そういうものが結局求められている気がするんですが。

【榎谷分科会長代理】 どうぞ。

【永山国立大学法人支援課長】 御指摘の趣旨は本当によく理解します。おそらく高等教育、大学政策全般についての基本方針が必要ということで、中教審でも将来像答申とか、あるいは現在議論されているいろいろな事柄があるんですけども、目標・計画まで下りてくると、そういった大方針があるけれども、それに照らしてじゃあ白か黒かというところまで判断はなかなかつかないと思うんです。

先ほども言いましたけれども、ケース・バイ・ケースで、そこは大学法人、あるいは法人評価委員会とも十分議論した上で個々に見直し、あるいは変更をする、しないという判断はせざるを得ない。最終判断を決定するという意味ではもちろん文科大臣ですけども、明確な基準、明らかに白か黒かということではなかなか難しいと思っています。

【縣臨時委員】 ですから、それをある程度、何かの仕組みとして作っていかなければならないのではないかと申し上げているんです。印象としては非常にいろいろな偶発的な決定の集積でしかなく、それでもいいのかもしれないんですが、しかし、何かもっと日本が地球全体で何とかするとかいう視点から考えたものがあってもいいと思いますし、そのものが私には、どこかで設定されているという印象はないので、そうしたものからすべてブレークダウンしていけばいい気もするのですが。難しいことはよく分かります。

【榎谷分科会長代理】 どうぞ。永山課長、何かありましたら。

【永山国立大学法人支援課長】 またちょっと考えてみたいと思いますけれども、すぐ

には答えられそうもございません。

**【樫谷分科会長代理】** もう、時間が大幅に超過しておるのですが、せっかく勝野課長にも来ていただいているので、何か質問ございますでしょうか。大学共同利用機関について。

私からよろしいですか。一体的運営を書いているんですが、なかなか一体的運営ができるものとできないものと、従来別々であった機関を統合していますので、外見的看着て一体的運営が本当にできるのかどうかというところもある気がするんですけども、それについては具体的に一体的運営はどういうことを想定されているのかがまず一つ。

あと、これは永山課長のほうかも分かりませんが、附置研究所がありますね。附置研究所の中で共同利用機関と同じような使い方をするとところがあるんですが、こういう機関の場合は、共同利用機関の場合は、機構長がいらっしゃって、そのガバナンスの下にやるわけですが、附置研の場合は学長がいらっしゃるわけです。附置研究所所長がいらっしゃるわけですか。それは切り離されているわけですか。つまり、誰のガバナンスの下に附置研究所の運営をされるのかということです。この二点です。

**【勝野学術機関課長】** まず大学共同利用機関法人の一体的な運営につきましては、大きく運営面における一体的運営と教育研究面、特に研究面における一体的な活動という二つがあるかと思いますが、法人化により、4つの機構にそれぞれ本部ができており、従来それぞれの大学共同利用機関における運営を行っていた管理部の機能をやや縮小して、共通的なものの運営は機構本部で行うという形で、全体としては業務の効率化を図ってきているのが、まず運営面における一体的な活動の成果かと思います。

研究面におきましては、ここは各研究分野の属性等ございますけれども、例えば、新しい学問領域を創成する観点から、機構本部に連携融合のためのセンターを置き、そこに機構長の裁量経費で資源配分を行うという予算措置を伴う形での活動を通じて、従来機構を構成する前であればなかなかできなかった分野間の連携、融合も進んできていると考えておりまして、こういった方向をさらに進めていくのが第2期に向けての課題かと思っております。

もう一つ、国立大学の附置研でございますが、附置研の中でも大学に附置される一般の研究所と、全国共同利用型の附置研がございます、特に、全国共同利用型の附置研につきましては、大学に附置されるという意味では大学の一つの部局ではございますけれども、一方、活動面においては全国の研究者に開かれた共同利用・共同研究を行う観点から、附

置研の中に運営会議を設けまして、具体的な研究面での活動については、できるだけ外のコミュニティの声を反映した運営を行っており、そういう意味では大学における附置研という要請と、全国のコミュニティに開かれた研究面における要請をどのようにバランスを図っていくのかが、法人化以降の一つの課題と考えております。

**【樫谷分科会長代理】** ありがとうございます。

それでは、時間が大幅に超過しておりますので、この辺でいったん議論を打ち切らせていただきたいと思います。本日御説明いただきました皆様方におかれましては、御多用中、御協力いただきまして、大変ありがとうございました。当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日は時間の関係で十分な御質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合は、後日、事務局を通じて照会させていただくことがありますので、その際には御対応方、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

文部科学省の皆様は御退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

**【勝野学術機関課長】** ありがとうございます。

(文部科学省退席)

**【樫谷分科会長代理】** 続きまして、これまでの国立大学法人等評価ワーキング・グループにおける議論を踏まえた、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)についての御審議をお願いいたします。

まず、これまでの検討状況等について、事務局に説明させます。

では、よろしく申し上げます。

**【菅原評価監視官】** まず御説明の前に、たった今文科省からの見直しの当初案をヒアリングしていただいたところですが、すぐに勧告の方向性(案)についての御審議いただくことになっておりまして、事務局としても大変心苦しいところでございますけれども、何分にもスケジュールが非常にタイトとなっておりますので、その点につきましては御容赦をいただきたいと存じます。

スケジュールでございますけれども、先ほど文科省からも5月末か6月頭に大臣決定をして、各法人に示したいというお話がございました。また、文科大臣が見直し案を決定する際には、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないことになっております



けれども、この評価委員会も5月中に開催されるとのことでした。したがって、次回の分科会、委員会につきましては、5月21日の午前中に開催いたしまして、勧告の方向性の御決定をいただきたいと事務局としては考えております。

そこから逆算をいたしまして、本日の分科会での御議論を踏まえまして、来週に国立大学法人等評価ワーキング・グループを開催いたしまして、文科省への打ち出し案を取りまとめていただいて、文科省と調整に入りたいと事務局としては考えているところでございます。

国立大学法人等評価ワーキングにおける検討状況でございますけれども、国立大学法人等評価ワーキングは平成19年の4月に設置をいたしております、それ以来、これまで2年間で19回ワーキングを開催していただきまして、国立大学改革の取組状況でありますとか、大学の附属施設、病院、学校、附置研などがございますけれども、その在り方などについていろいろ御議論をいただいたところでございます。

特に、昨年の12月以降はワーキングを5回開催しております、先ほどの文科省の説明にもございましたけれども、国大法人評価委員会の見直しに関する視点についてのヒアリングを含めまして、具体的に勧告の方向性に盛り込むべき事項について議論をしていただいたところでございます。

これから御説明する（案）の取りまとめに当たりましては、ワーキング・グループとしては基本的な考え方としまして、国立大学法人の特殊性との関係ということでございますけれども、先ほどからいろいろお話が出ておりますけれども、国大法人法の規定、教育研究に配慮しなければならないといったものでございますが、それから、附帯決議、政独委関係では、政独委は各大学の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないという附帯決議がございますので、これらの趣旨を踏まえまして、教育研究の内容に関する事項、あるいは組織の改廃に関する事項については指摘をしないということが第一点。二点目としまして、文科大臣の見直し案との関係で申し上げますと、文科大臣の見直し案で言及されていないもの、あるいは言い尽くされていないものを指摘する、といった考え方で意見を集約していただいたと思っております。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。内容につきましては、大きく分けて二点、「第1 国立大学改革の推進」と「第2 その他の業務全般に関する見直し」に分かれてございます。

まず「第1 国立大学改革の推進」についてですけれども、この部分は国立大学の法

人化の際に、それまでの国立大学を単に法人化するのではなくて、法人化を契機として国立大学がどのように変わるのか、どのような大学を目指すのかといった観点から、当時、国立大学のメンバーも入りました調査検討会議において様々な議論が行われておりまして、その上で国大法人法の制度設計がなされてございます。第1期中期目標期間を通して、当初ねらいとしたことが、十分に実現されているのかどうかという視点からアプローチしたものでございます。

内容を読み上げさせていただきます。

「第1 国立大学改革の推進。国立大学及び大学共同利用機関の法人化は、①個性豊かな大学づくりと国際競争力ある教育研究の展開、②国民への説明責任の重視と競争原理の導入、③経営責任の明確化による機動的・戦略的な大学運営の実現を基本理念とし、自律的な環境の下で国立大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現することをねらいとして進められてきた。これらの国立大学改革の推進状況については、毎年度、文部科学省が取りまとめ、公表しており、第1期中期目標期間中に各法人において法人化の趣旨に沿った取組がなされているが、なお改善を要する点が種々あることから、第2期中期目標期間においては、以下の措置を講ずるものとする。

1、国立大学法人の理念・目標の明確化。国立大学法人は、公的支出に支えられる大学を運営する法人として、その存立の意義を明らかにすることが常に求められている。また、大学を取り巻く環境は、進学率の向上、18歳人口の減少など、国立大学が法人化した時点からも変化してきており、大学の国際化・交際競争力の向上、産業構造の変化に対応し得る人材養成・研究開発などの多様なニーズに応え、それぞれの大学が個性・特色のある教育研究を展開することが求められている。

このような状況を踏まえ、国立大学法人は、中期目標・中期計画において、各法人の理念や目標をより一層明確にするとともに、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、当該目標の実現に向けた具体的な取組内容を明らかにするものとする。」

ここの部分は、国立大学は公立あるいは私立とはそもそも異なる役割を求められていること、また、同じ国立大学であっても、例えば、総合大学と単科大学、あるいは中央の大学と地方の大学では目指すべき方向が必ずしも同じではないという問題意識に立っての指摘でございます。

「2、大学共同利用機関法人の一体的運営に向けた取組の明確化。大学共同利用機関法

人は、16の大学共同利用機関を4つの法人に再編して発足したものであり、各法人が一体的な運営を図ることにより、新たな学問分野の創出、事務処理体制の効率化などの効果が期待されている。

このような再編の効果を十分に発揮する観点から、大学共同利用機関法人は、中期目標・中期計画において、教育研究面及び管理運営面における一体的運営に向けた具体的な取組内容を明らかにするものとする。」

この点に関しましては、国立大学評価委員会での暫定的な中期目標期間評価でも機構としての一体的、総合的な取組が見えてこないという御指摘もあり、当初ねらっていた再編の効果を十分に発揮する観点から指摘をいたしてございます。

「3、運営費交付金の配分。第2期中期目標期間における運営費交付金について、文部科学省は、第三者評価に基づき適正な競争原理を導入するとの基本理念に沿って、第1期中期目標期間における各法人の教育研究面での成果や実績が適切に反映され、重点的な配分ができるような仕組みとするものとする。

また、第2期中期目標期間における取組に対して配分される運営費交付金について、文部科学省は、配分的前提となった取組が計画どおり実施されているか検証するものとする。」

ここの前段部分については、先ほどからも、いろいろ文科省の見直し当初案で御議論ありましたけれども、本来制度をつくったときの趣旨に沿って重点的に配分をするようにという指摘でございます。後段については、特別に交付金を配分するものについては、その前提となったものがちゃんと行われているのかという検証をしていただきたいという趣旨でございます。

「4、経営協議会の機能発揮状況の明確化。国立大学法人及び大学共同利用機関法人には、国民の幅広い意見を個々の法人の運営に適切に反映させる観点から経営協議会が設けられており、委員の半数以上を外部有識者から任命し、法人の経営に関する事項を審議することとされている。しかしながら、経営協議会に関する情報の公表状況をみると、議事内容を公表していない法人があるほか、議事内容を公表している法人であっても、具体的にどのような意見が出され、どのように法人運営に反映されたのかは必ずしも明らかではない状況もみられる。経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、経営協議会における意見の内容及びその反映状況などの情報の公表に努めるものと

する。」

これにつきましては、先ほど、委員の方から質問がございましたけれども、経営協議会がその機能を十分発揮しているのか、それを判断するのはなかなか難しいかとは思いますが、まずはどのような意見が出され、それをどう法人運営に反映させたのかということオープンにすることが重要であろうということで、こういう指摘になってございます。

「5、国民への積極的な情報提供。国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、国民に対する説明責任を果たす上で、法人の運営全般にわたって積極的な情報の提供が求められている。各法人は、組織・業務・財務に関する情報を始めとした幅広い情報を公表しているものの、例えば大学、卒業後の進路に関する情報については、入学希望者の大学選択に資するのみならず、大学の教育成果を測る指標でもあるが、企業別就職者数が公表されていないなど、必ずしも利用者の立場に立った情報の提供がなされているとはいえない状況もみられる。国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、利用者の立場に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。」

ここについては、一般的には多分独法と比べて国大法人は幅広い情報を提供していると思いますけれども、私立大学などと比べた場合に、必ずしも十分かという観点からの指摘でございます。

「第2 その他の業務全般に関する見直し」でございますけれども、これにつきましては独法にも共通している事項を中心に指摘をいたしてございます。

「1、全国共同利用型研究施設における機能の発揮状況の検証。共同利用・共同研究拠点として新たに認定された附置研究所・研究施設について、共同利用・共同研究機能に係る経費を国が重点支援するものとされたことにかんがみ、文部科学省は、その機能の発揮状況について検証し、その結果を公表するものとする。」

これにつきましては、運営費交付金の後段と同じように、特別に資金を配るものについてはちゃんとフォローしてくださいという趣旨でございます。

「2、総人件費改革の推進。国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする総人件費の削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。」

なお、総人件費の削減に当たっては、例えば、人員配置の見直しや人事評価の活用などにより効率的な業務運営が図られるよう留意するものとする。」

前段につきましては、独法と同様の指摘でございます。後段につきましては、ワーキング・グループで教員が教育研究に専念できるようにするためには事務職員の能率の維持向上が重要であるという議論があったことから、削減に当たっては一律ではなくてメリハリを付け、業務運営に支障を来すことがないように留意すべきだという趣旨での指摘でございます。

なお、独法の場合ですと、ここの文脈に給与水準についての指摘をいたしてございますけれども、国立大学法人、大学共同利用機関法人につきましては、全体平均では対国家公務員指数が86.7ということございまして、100を超えている法人も1法人ございますけれども、地域、学歴を勘案いたしますと100を下回るということで、ここでは指摘はいたしてございません。

「3、随意契約の見直し。国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、原則として一般競争入札等による契約を行うものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

①各法人が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

②一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを行うよう要請するものとする。」

ここにつきましても、独法と同様の指摘にいたしてございます。

「4、保有資産の見直し。国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、土地の処分収入の一部が国立大学法人・大学共同利用機関法人全体の施設整備に充てられることにかんがみ、減損会計の情報なども活用し、資産を保有する必要性について不断に見直すとともに、不要とされた資産の売却処分を進めるものとする。」

保有資産につきましては独法と違いまして、処分をした場合に25%が当該法人で使用し、75%につきましては、国立大学財務・経営センターに納付して全体の施設整備の財源として使用されることになってございます。法人化以降、平成19年度までに約45億円分の保有資産の売却が行われておりますけれども、19年度の単年度で見ましても、約55億円分が今

後使用予定がないということで減損されております。したがって、減損会計を活用した不断の見直しと不要と判断した場合には、それは売却をしてくださいという指摘にしてございます。雑駁な説明ですが以上でございます。

【樫谷分科会長代理】 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、国立大学法人等評価ワーキング・グループの委員から何かつけ加えることはございませんでしょうか。

宮本委員、どうぞ。

【宮本臨時委員】 国立大学法人のワーキング・グループ、宮本でございます。国立大学法人は大学であるということで、学問の府としての機能を果たしていただく、真に成果を上げていただくという意味では自主性、あるいは自律性が尊重されることが重要だという前提がございます。したがって、国立大学法人の事務・事業の見直しに関する勧告の在り方についても、その点にどう配慮し、同時に改革が進むようにどう勧告すべきか、どのような内容で検討すべきかを種々議論されたと認識しております。

そういう意味では、先ほどの質疑応答にもありましたけれども、主務大臣であってもある意味で個別具体的な指示はできないという枠組みもある中で、当委員会としてはどういうことを指摘すべきかということで、ワーキング・グループの中でも様々な議論がなされてきたということでもありますけれども、最終的には各大学が国民や社会、あるいは関係者に対して説明責任をきちんと果たしていただく。自主性を尊重するからにはなおさら説明責任を果たしていただくことがまずもって重要だということで一致した考えになったということだと思います。

ただ今事務局からも御説明いただきましたけれども、この案につきましては、明確化とか、あるいは情報の公表、提供というキーワードが増えた形での表現、内容になっているというのは今のような議論を踏まえたことであると思います。

以上、補足いたしました。

【樫谷分科会長代理】 ありがとうございます。

それではほかのワーキングの先生からは何か付け足すことございませんか。今の御説明にもありましたように、なかなか文部科学省もやりにくいかもわかりませんが、政独委としてはもっとやりにくいと言いますか、何をやれ、何をやるなど言うのか、もう一つ明確ではない中で相当悩みながら議論をしたのだということでございます。

よろしいですか。

それでは主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）につきまして、委員の皆様方に御審議いただきたいと思いますので、御意見、御質問ございましたら。

縣委員、どうぞ。

【縣臨時委員】　　そういう形でお作りいただいたということですが、さっきの国立大学法人支援課長との議論で言えば、今の御説明の第1の1、2の議論の中でキーワードとして機能別分化が取り上げられていたわけですが、監視官の1の1に関する御説明の趣旨は、その言葉を意味していたと思います。この表現を使うのは問題があるのでしょうか。むしろ入れたほうがいいのではないかと思います。

【樫谷分科会長代理】　　いかがですか。何か、今の縣先生の御発言につきまして。機能別の話ですよ。ここをもう少し。

じゃあ、河村先生。

【河村臨時委員】　　すみません。今、縣先生の御意見も伺って、実は同じことを申し上げようと思いました。今、ヒアリングを伺っていても、おそらく問題の一番キーワードのところは機能別分化のところとあっておまして、平たい言葉で言えばメリハリを付けるということなんだろうけれども、機能別分化を進めようとしているんだけど、普通の独立行政法人と違って、国立大学法人は特別な立場にあってということがあって、これを誰のイニシアティブというか、どういう形で進めていくのかというのが事実上かなり問題じゃないかと思うんです。そういうことを考えたときに、これと実際に比較すること、いろいろな機能に分かれていくとしても機能相互間で比較することが、例えば、難しいんじゃないかとか、森泉先生のお話にもありましたが、評価をどうするのか。すごく極めて根本的な問題だと思うんですけれども、その解決を図ることなしにはおそらく全体の改革は進まないのかなというのが、今日の前段のヒアリングを伺ってそういう思いを非常に強くしたんです。

さはさりながら、国立大学法人については政独委としてどう動けるかということに制約があってというお話も先ほど評価監視官から御説明もありましたので、このキーワードが全然入っていないし、そういった問題意識を皆さんがお持ちであるにもかかわらず全く出てきていない。もし何か御事情があればお伺いすることができればと思いますし、なぜそこについてこれだけ議論がありながらこの中で触れられていないのかについてお伺いすることができればと思います。

【樫谷分科会長代理】　　いかがでしょうか。

菅原評価監視官。

【菅原評価監視官】 先ほど縣先生から御指摘がありました点につきましては、「個性・特色のある教育研究を展開することが求められている」のは、そういう意味で言うと、17年の中教審答申で言われている「機能別分化」という意味で使っております。なぜ「機能別分化」という用語を使わないんだということにつきましては、あまり深い意味はなくて、中教審答申で言っていることをそのまま引っ張ってきていいのかなということで、ここはあえてそういう意味で、「個性・特色のある教育研究を求められる」と使ったところでありまして、逆に政独委としてそういうことを明確にするべきであれば、それは「機能別分化」という用語を使うことがいけないということではないと思っております。

【樫谷分科会長代理】 いかがでしょうか。

どうぞ、河村先生。

【河村臨時委員】 例えば、先ほどのヒアリングのときに出た問題意識の点を盛り込む必要はないでしょうか。私はワーキングに参加してはいたわけではないので、そこでどういう議論がなされたのかはわからないんですけども、例えば、各大学が評価の目標を立てて評価を受けるときに、どういうやり方でやっていくべきかということ。具体的なことを書くよりもそういうことをまじめに検討していかないと進まないのかなという気がします。

そういったことをこの中で言及する必要はないのでしょうか。私は逆にそれは何か特別な事情があれば、それは考慮しなければいけないと思います。ぜひ、そういうことこそ言っていたほうがいいという気がいたします。ワーキング外からの意見で大変恐縮ですが。

【樫谷分科会長代理】 ありがとうございます。

いかがですか。森泉先生、あるいは山本先生、そのほか。

今も、先ほどのヒアリングでも、意見が相当出ましたので、機能別の問題についてももう少し「個性・特色ある」と入っていることはいるんですが、それが個性・特色というのは、結局機能別のことなのかどうなのか、すべて個性・特色、国立大学法人今、80か90ありますけれども、全部個性・特色ある、あるいは機能別なのか、もう少し総合性のある大学と機能別に分けた大学と、その方向性を分けなければいけないわけですよね。その辺はどう整理をしたほうがいいのか、機能別に分けながらそれを総合するところもあるでしょうし、大学によってはもっと機能別というか、個性、特色を更に打ち出したほうがいいのか、考えたり、その辺は確かにそういう意味では大学によって違うかもわかりませんが、機能別だけで、あるいは個性・特色だけでいいのかという気はしますけれども。今、議論



をされていて、どう思われますか。

どうぞ、縣先生。

【縣臨時委員】 それはおそらくこういう文書を作るときにいつも生ずるのですが、特定の概念に対する理解が違うということで、分科会長代理がおっしゃった機能というのは、非常に全部並行して縦割りになったものを想像されていると思いますが、私はそれだけじゃなくて仰せのことが全部入っていて。

【樫谷分科会長代理】 入ってる。

【縣臨時委員】 特化するものもあるし、総合的なものもあるし、特化するときには部門別になるという理解で私は機能別と。

【樫谷分科会長代理】 それを合わせて機能別分化と。

【縣臨時委員】 だと私は思っていました。

【山本臨時委員】 いいですか。

【樫谷分科会長代理】 山本先生、どうぞ。大いに主張していただかなきゃいけないです。

【山本臨時委員】 要するに、中教審は機能別分化は七つのうちの一つに特化せよと言っているんじゃないんです。そのうち複数を言っていますから、そこで入っているんじゃないか。意見ではありませんが、第1の1のところ、18歳人口の減少というのは法人化前から減っているわけですので、ここは現時点における適切な事実認識を言いたい部分だと思いますので、例えば「世界同時不況」などの別の表現を入れるのではないかと。示すべき勧告の方向性の要素ではありませんが。

【樫谷分科会長代理】 そうすると、今の機能別の考え方がそれぞれあるかも分かりませんが、そういう機能別としたときに、個性・特色という言葉だと、今の縣委員や山本委員がおっしゃったような機能別分化を表していると考えてよろしいですか。個性・特色がある教育は非常に重要なことなので、これは外れないと思うんですけども、そのほかに何か付け加えることがあるのか、どうなのか。それともなるべく別の表現をしてしまうとか。

【縣臨時委員】 今の表現を入れたほうがいいのではないかと思います。「機能別分化」という言葉を。

【樫谷分科会長代理】 使ったほうがいいと。

【縣臨時委員】 使ったほうがいいのではないのでしょうか。分化は非常に私は重要だと

思います。

【樫谷分科会長代理】 事務局で、今のことについて何か意見はありますか。

【菅原評価監視官】 ここで今文章をどうするかという話ではないんですけども、例えば、ただ今の意見ですぐ思いつく表現を考えますと、「それぞれの大学が個性・特色のある教育研究を展開することが求められている」というところの前に、「それぞれの大学が機能別分化を進め」を加え、「個性・特色のある教育研究を展開することが求められている」というふうに、例えば、修正をすれば、その意図は十分入っているのかなと思います。

【樫谷分科会長代理】 分かりました。

もう一つ、今、山本委員、100年に1度と言われる不況の問題だとか、つまり改革をしなければいけないという、これは個性あるものを作ると同時に財政面でも相当厳しいことになっていると。そういうことも踏まえて進学率の向上、18歳人口の減少、その中で産業構造の変化が入っているのかもわかりませんが、相当厳しいということを少し言っておいたほうがいいのかなという思いがしたんですけども、それについていかがですか。ほかの委員の先生方は何か御意見、どうぞ。

鈴木先生。

【鈴木臨時委員】 そのことと関連するかと思うんですけども、先ほど来のお話を聞いていても、これは別に私立大学も全然変わりはないんです。大学の自主性とか自律性を尊重するとか、あるいは教員の教育研究活動に言及しない、これは私立大学と別に変わりはない。ただ、国立大学は第1の1にある公的支出に支えられている大学だということはどういう違いがあるかということになると思うんですが、そこで今との関係になりますが、第1の③の経営責任の明確化による機能的・戦略的な大学運営の実現というところに関連して、先ほどのヒアリングの中でもそうなんですが、あるいは、勧告の方向性の案文にも、そういう厳しい環境の中で誰がリーダーシップを持って経営責任を感じながらやるか、あるいはやらなければならないかというところがあまり見えてこない気もするんです。経営協議会とか、学長のリーダーシップということはあるにはあるんですけども、そういうことをきちっとどこかで表現しておく必要があるんじゃないかと。

【樫谷分科会長代理】 ありがとうございます。

いかがですか。今の意見、あるいはほかに何かございましたら。

はい、田淵委員、どうぞ。

【田淵臨時委員】 ほかの意見になってしまいますが、先ほどワーキングの検討状況を

御説明いただいたときに、説明責任を果たしてもらうことが非常に重要だという認識を持たれているということだったかと思うんですが、第1の4と5のところで「情報の公表に努めるものとする」、「情報の提供に努めるものとする」と。「努めるものとする」というのが弱いのではないか。腰が引けている記述になっていて、そういった説明責任を果たすのは重要だという認識を持たれているのにこういう表現になったのにはワーキングの中で議論があって、こういう表現になっているのか。そうでなければ、第2の1のところは最後、「結果を公表するものとする」となっているんです。本来であれば、「公表するものとする」、何か事情があるのであれば、せめて「積極的に取り組むものとする」とか、そのくらいの記述でもよいのかなというのが一点目です。

もう一点なんですが、3のところで運営費交付金の配分で最後のところで、取組が計画どおり実施されているか文科省が検証する。これ、別に計画どおりに実施されているかというのは検証するのは当たり前で、成果が上がっているかと。やって、取組を実施したことによって、本当に成果が上がったのかを文科省としては検証するべきではないかと。ここに関しても、もしかしたらワーキングの中で御議論があったのかもしれないので、その辺も含めて認識、確認をさせていただければと思います。

【樫谷分科会長代理】      ありがとうございました。

菅原評価監視官。

【菅原評価監視官】      まず、4と5の「努めるものとする」についてでございますけれども、ここにつきましては、要はすべてを見た上でそれをやってないというところまでの判断ができなかったものですから、中にはやっているところもあるのではないかとという観点から、言い切らずに「努めるものとする」という言い方にしたのが理由でございます。

【樫谷分科会長代理】      それから、運営費交付金について。

よろしいですか。

【菅原評価監視官】      運営費交付金のところについても、運営費交付金、1兆1千数百億円でございますけれども、このうち文科省が実際に配っているといえますか、裁量的な経費として配っているものが800億円程度ございまして、そのところについては各法人からいろいろこういうことをやるという前提でものを配ることにしておりますので、意図としては、先ほど申し上げましたけれども、それが当然特別に配るわけですからそれについてちゃんとやられているかどうかという観点からのフォローが必要ということでございまして、成果が上がったかどうかは結構細かいものでございまして、なかなかそこまで行く

かどうかわかりませんが、そこについてはまた御議論いただければと思います。

【樫谷分科会長代理】 田淵委員、今のでどうですか。御質問は。

【田淵臨時委員】 ワーキングの中でそういった議論があったんですか。

【樫谷分科会長代理】 ワーキングの中では経営協議会、基本的には詳細まで公表すべきだという意見が多かったんですが、ただ、企業機密じゃないでしょうけれども、そういうものもあるので、一律に公表させるのは問題があるかな。ただ、要旨ぐらいは、どういふ意見があつてそれをどう整理をしてどう対応したのかについてはちゃんと公表すべきではないかという意見でこうなつたと思うんです。

ただし、田淵委員がおっしゃることを聞くと、全体的に見てこういう附帯決議があつて言いつらくなつていて、みんな遠慮がちになつていふイメージがあるので、もう少し強く言つてもいいという気はしないでもないんです。全体に本当に遠慮がちになつていて、申し訳ないけれども、こうしてもらいたいみたいな。そうではなくて、こういう厳しい時代なんだから、やるべきだと言つてしまつたほうがいいのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

田淵委員、どうぞ。

【田淵臨時委員】 公表するものとして、公表できないのであればその理由を明確にするとかという形で、もしできるのであればそのほうがよいのではないかと。

いろいろと御事情があるということであれば可能な範囲でということ。

【樫谷分科会長代理】 そうですね。可能な限りやるべきだというのはそのとおりでと思います。文章は、また、今の田淵委員の御意見を踏まえてということですね。

交付金のほうも取組が計画どおり実施されているかでは弱いと思いますので、それは当たり前の話で、成果があつたかどうか問題なので、成果があつたかどうかを見ながら、また配分を変えていかなきゃいけないわけです。だから、そういう意味では成果についてももう少し、ただし、どうやつてそうになつたかどうかを見るんだというのは極めて難しいところですが、少なくともそういう観点から見てもらいたいと、取組をやつていけばいいんだという観点ではなくて。

どうですか。いかがですか。岡本委員、どうぞ。

【岡本臨時委員】 これはむしろ事務方の人に確認なんですけれども、すごくこだわるんですけれども、私は附帯決議の意味がよくわからないのであまりそんなに言えないんですけれども、附帯決議で言つていふことは個々の大学の、あるいは学部の個別の事項につ

いて言及はしてはいけないということなんですよね。ですから、どういう方向性でやりなさいということは具体的には書けるわけですか。

【樫谷分科会長代理】 いかがですか。

【菅原評価監視官】 附帯決議との関係で言いますと、附帯決議であれば、まさに文字どおり個々の研究については言うなどか、個々の学部の改廃については言うなど。

【岡本臨時委員】 現実に存在している研究であったり、大学の人事については個別には言えないけれども、こういう方向にしてくださいということは言えるわけですね。

【菅原評価監視官】 それ自体は附帯決議では……。

【岡本臨時委員】 言えない。

【菅原評価監視官】 方向というものの中身にもよりますが、附帯決議でそういうことを言うなどまでは言われていないと思っています。

【岡本臨時委員】 そうすると、先ほどから、多分鈴木先生がおっしゃったんですか。あるいは、河村先生もおっしゃったかもしれません。改革に向けてイニシアティブをもっと発揮するべきじゃないかと。ということは、もう少し出せる方向が絡まないんですか。

【菅原評価監視官】 そのイニシアティブというのは、鈴木先生がおっしゃる、大学ですと、学長がもっとリーダーシップを発揮してという意味でありましょうか。

【岡本臨時委員】 はっきり申し上げますと、学問の自由だと大学の自治を根拠にして改革が前に進まないという方向にどんどん行くことはなるべく避けたいと。だから私は今、そこに何かをやるために、今の附帯決議の範囲内のできることのぎりぎりのところまでは行っていただきたいということを確認しているんです。

【鈴木臨時委員】 多分岡本先生の言いたいことは私と同じなんだと思うんですが、この附帯決議の意味は私立大学でも国立大学でも別に違いはなくて、自主性、自律性に抵触することを文科大臣とか外部の規制機関が言うことはいけないよということだけれども、逆の意味は、大学の中で、私立大学の場合であればもっと厳しい環境にありますから、先ほどの経営責任の関連で、ある一定のガバナンスを働かせて、研究についても、いろいろな評価をしながらやっていくわけです。

けれども、国立大学の場合は、先ほどの話からいくと、研究教育については誰も何も言えないのかと。ましてや成果が測定できないからということになってしまう。確かにそうですし、指標は難しいんだけど、ここでの意味は内部でそれをきちっとガバナンス、あるいは内部でそういう進め方の意思決定をきちっとしなさいと言っているんだと思うん

です。

先ほどの私の発言は、このような附帯決議の意味が果たされるよう、それを受けた形で、そこで経営責任ということだと抽象的なんですけど、表現がもうちょっと前の方に強く入ってないと皆さんが今懸念している方向へ行ってしまわないかという意味だったんです。

【榎谷分科会長代理】 あれですよ。法律は主要な事務・事業の改廃に関して勧告できると書いてあるわけですよ。これは独法と同じだと。ただ、附帯決議では少しトーンが若干変わっていると。こういう配慮をなさいということですよ。これは配慮しなさいということなんですか。

【岡本臨時委員】 附帯決議にはやっちゃいけないと書いてある。

【榎谷分科会長代理】 やっちゃいけないと書いてある。

【岡本臨時委員】 これまでに言及しないと書いてあるんです。

【榎谷分科会長代理】 言及しない。

【岡本臨時委員】 ええ。

【榎谷分科会長代理】 個々の研究活動なんか言及したくてもできませんよね。したくても。

【岡本臨時委員】 それは当然のことだと思うんですけども。

【菅原評価監視官】 ちょっとよろしゅうございますでしょうか。

【榎谷分科会長代理】 どうぞ。

【菅原評価監視官】 今の経営責任のところについては考えさせていただきますけれども、もともとワーキングであった議論を御紹介したいんですけども、学長、機構長のトップマネジメントについていろいろ発揮すべきではないかといった議論がございまして、それはそうではあるんですけども、実際のところ、何をどこまで学長はやるべきだというところを指摘しないことには勧告の方向性としては十分ではないのかなと思います。じゃあどこまでやるんだという話で、実際文科省の見直し案にも「法人の特性を踏まえつつ、学長等の裁量による経費や人員の配分など、学長のリーダーシップが図れる取組を進める」と。また、機構長のほうは一体的じゃないことから、もうちょっと組織の見直しをやれとか、いろいろな指摘がございまして。

事務局としてもいろいろ悩んでおりましたのは、じゃあどうしようと言ったときに、実際には体制の整備ということで、例えば、学長を補佐するための体制が整備されている

とか、言われています学長の裁量の人件費とか、人の枠とか、経費という枠が整備されているかどうかはパーツとしては見ることになると思うんです。

では、それ以外に、例えばリーダーシップを発揮するということでも、一般的にリーダーシップを発揮しろということは言えると思うんですけれども、じゃあ何をどこまでかというところが最後の着地点のところまではなかなか議論が行かなかったということではないかと思っております。

**【榎谷分科会長代理】**      どうぞ。

**【鈴木臨時委員】**      おっしゃるように、私立大学の場合は学長だけに責任を負わせるなんていうことはとてもできないわけで、学長だけと言っても、それは学長もかわいそうだと思うんです。結局、私立大学の場合は教授会というところが結局意思決定をやって、その上に学部長会があって、そこが大体最後の意思決定の最高機関で、したがって学長が学部長会なり教授会をどうコントロールするという言い方をすると、私立大学でも問題になるわけですが、国立大学の場合組織的なことははっきり分からないのですが、その辺のことをここで言えることなのか分かりませんが、したがって組織構造との関連でどこまで言えることなのかとも思うんですけれども。

**【榎谷分科会長代理】**      宮本委員。

**【宮本臨時委員】**      私もワーキング・グループの議論を全部承知できているわけでもないんですけれども、先ほどの用語として「努めるものとする」というのを、あえて積極的にこれにするというよりは、基本は情報の公表についてはより徹底していただくことが、まず一番重要な共通の改革へ向けての前進だということで、そこは強調しようという趣旨で議論したと思います。

ただ、そのときに、先ほど監視官の説明にありましたように、もう既に公表している、比較的優等生的にやっているところもあるかもしれないというところを全部我々は確認できていないという前提で多少言葉は弱くなったと見えるかもしれませんが、言葉をわざと弱くしようという議論があったということではないと思います。

あと、全体としてこの程度でいいのか、もう少し強く言わなければいけないのではないかと、言えることがあるのではないかと議論については、ワーキング・グループの中でもかなり何回もされてきていることは事実なんですけれども、多分もう少し積極的に言うことについてはコンセンサスを得るってなかなか大変なところがあって、まず、自主性を発揮してもらって、実際に結果がよくなるためには情報を出していただくことについて、

共通で言えるんじゃないか、そんな議論だったと思っております。

【樫谷分科会長代理】 すみません。もう時間が。あと、何か一つ、二つございますか。

河村委員どうぞ。河村委員の後、黒川委員、どうぞ。

【河村臨時委員】 繰り返しになるんですが、先ほど申し上げたんですが、機能別分化と競争原理の導入の両立を果たしてどう図るのが全く解決ができていない。簡単に解決できる問題だとは思いませんけれども、各大学のお立場等からすれば先ほど黒田先生からお話があった状況があるわけで、目標をどのレベルに掲げ、自分のところの大学はどういう機能に分化していこうとするのかと、一方で、競争させるわけですから、そこをどう両立させるのかを相当まじめに検討しないとできない課題だと思うんです。答えを示すことは政独委としては当然できないですけれども、そういう検討をきちんとすべきであることを、勧告の方向性の中に盛り込んだほうがいいのではないのか。それが場所が3の運営費交付金のところなのか、先ほどの1の理念・目標の明確化のところなのかはわかりませんが、ぜひそういうところを次のワーキングで、もしよろしければ検討の対象に含めていただければと思います。

【樫谷分科会長代理】 ありがとうございます。

黒川委員。

【黒川臨時委員】 はい、これも場違いかもしれませんが、ガバナンス、経営協議会についてかなり踏み込まれていて、私もこの案はいいなと思ったんですけれども、ただもう少し、もう一言、ここまで言うのであれば情報を提供するだけではなくて、どういうガバナンスの仕組みと言うんでしょうか。そういう点をいろいろな知見がある政独委としては言えないのかと思うんです。研究とか教育の中身について、あるいは、それに関連する機能別分化については、先生方のおっしゃるとおりかもしれませんが、私は大学人としてはあまり強く言えない気もしないではないです。だけれども、ガバナンスについては何か定番的なものとして言えそうな気もするんです。だから何か御検討いただければなど、希望ぐらいです。

【樫谷分科会長代理】 荒張委員、どうぞ。

【荒張臨時委員】 先ほど、田淵先生と樫谷先生から交付金の配分の取組を検証するというところで、それだけでは手ぬるいというお話が出ていたかと思います。確かに成果まで検証するのは、私も全くそのとおりだと思うんですけれども、一方で、教育研究の施策で、実際に成果の発現、成果が出てくる時系列で見ると、実際の交付金の配分に間に



合うように短期的に成果が出てくるものとは限らないものが非常に多いのではないかと。そういった場合に、すぐ交付金の配分というところに反映させるだけではなくて、検証することは引き続きやっていくものの配分の話とは切り離して考えるべきではないのかと。その辺が、実務上どうするのかという素朴な疑問が出てまいりますので、ぜひその辺も考慮いただいて、方向性を決めていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

**【樫谷分科会長代理】** ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）につきましては、ただ今の委員の皆様方の御質問、御意見等を踏まえまして、引き続き、国立大学法人等評価ワーキング・グループにおいて検討し、整理させていただきまして、案を取りまとめさせていただきたいと思います。その際、個別にご意見をお伺いさせていただくこともあるかもしれませんが、御協力のほどよろしく願いいたします。その上で取りまとめました案につきましては、できるだけ次回の分科会、またはそれまでに皆様方にご連絡をさせていただくような段取りをとらせていただこうと考えております。

最後に事務局から今後のスケジュールについて、御報告がございましたら、いかがでしょうか。

**【菅原評価監視官】** 先ほどもスケジュールのところでも申し上げましたけれども、次回の分科会でございますが、5月21日の午前中に予定をいたしてございます。時間が決まりましたら、また追って御連絡を差し上げたいと思います。

**【樫谷分科会長代理】** よろしいですか。

それでは以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を終了いたします。

本日は御多用の中、御出席を賜りましてありがとうございました。

了